

## 令和3年度 第2回 徳島県環境審議会気候変動部会 会議録

### 1 日 時

令和4年3月31日（木）午後3時00分から

### 2 場 所

徳島県庁10階 大会議室

### 3 出席者

<委員> 21名中14名出席

（1号委員：環境の保全に関し学識経験のある者、五十音順、敬称略）

天田香委員、奥嶋政嗣委員、佐藤征弥委員、佐藤智恵美委員、  
田渕桂子委員、田村和之委員、津川なち子委員、中野晋委員（部会長）、  
長田莉奈西委員、北條昌秀委員、橋本千栄子委員、本仲純子委員、  
山田朔実委員

（2号委員：市町村長又はその指名する職員、敬称略）

井原まどか委員

<事務局>

山根危機管理環境部グリーン社会統括監兼副部長、杉山グリーン社会推進課長ほか

### ○会議次第

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

（1）徳島県気候変動対策推進計画（緩和編）の改定

（徳島県促進区域の設定に関する環境配慮基準（素案）の策定）について

（2）その他

4 閉 会

### ○配付資料

資料1 徳島県促進区域の設定に関する環境配慮基準（素案）について

### ○議事概要

（事務局）

会議の成立

（山根危機管理環境部グリーン社会統括監兼副部長）

あいさつ

（事務局）

配付資料の確認

**(部会長)**

皆様の御協力を賜りながら議事進行を進めていきたいと思っております。本日の議事は次第のとおり1件でございます。議事の徳島県気候変動対策推進計画（緩和編）の改定（徳島県促進区域の設定に関する環境配慮基準（素案）の策定）について、まず事務局にご説明いただいた上で、皆様から御質疑、御意見を賜りたいと思っております。

**(事務局)**

資料1を説明

**(部会長)**

それでは、委員の皆様から今ご説明頂いた内容につきましてご意見、お気づきの点ございましたらご発言をお願いします。

**(委員)**

二点ございます。まず、一点目ですけれども、ご説明にあったように、4万kW未満と4万kW以上で全く同じ内容になっているということですので、もし議論の結果、最終的に全く同じものであれば、ここで設定する時に併せてしまった方が、今後基準を片一方だけ変えるなどで不整合が起こる可能性を防げるんじゃないかと思っております。

今回議論の結果、片一方を変更してより厳しいあるいはより緩和するとか、そういうものであればこの基準を分けるという意味はあるんですが、併せてしまった方が良いんじゃないかと思っておりますというのが一点目です。

もう一点が、ここで策定されているのが、太陽光発電のみだということです。太陽光発電が、今後普及する上で重要だというのは分かるんですが、他の再生可能エネルギー色々ございます。そういう再生可能エネルギーに対して何らかの基準、環境配慮基準を設定して促進するというのもやはり重要になるんじゃないかと思うんですが、この点については今後検討されるのか、急いで設定していくために太陽光をまず優先されたのかその辺りをお聞かせ頂ければと思います。以上です。

**(グリーン社会推進課長)**

まずは、太陽光ということで順次設定を見込んでおります。先ほど促進区域の説明がございましたが、市町村が促進区域を設定するにあたって国の基準が4月1日、明日でまいります。県の基準をできるだけ早く決めるとともに、市町村の方で実行計画の策定、改定。これが揃って初めて促進区域が設定できるものであります。

2030年までの脱炭素ロードマップを定めておりますが、太陽光が1番リードタイムが短くて、効果があるということで、まずは太陽光をということで進めているところでございます。

基準を統一するかどうかは、メリット・デメリットも検討させて頂いていけたらと思います。以上でございます。

**(部会長)**

はい、よろしいですかね。はい、他にいかがでしょうか。どうぞお願いいたします。

**(委員)**

2点質問させていただきます。まず、9ページですね。9ページの下から3つ目の段でしょうか。天然記念物の扱いについて、国、県指定のものだけ書いてあります。市町村指定の天然記念物については市町村におまかせということで、よろしいのでしょうか。

**(事務局)**

促進区域は、市町村が最終的に設定するので、市町村の判断ということになります。

**(委員)**

その際に、県から指導みたいな、当然あるかと思うんですけど。もう完全にお任せですか。

**(グリーン社会推進課長)**

促進区域の設定手順でございますが、まず国の基準で市町村が駄目なエリア、ここは駄目ですよ。次に県の基準として全県的に共通するような事項で、ここは駄目ですよ。残った白地といいますか、規制がかかってないところから市町村が促進区域を選んで、選ぶと。温対法はそうなっていますが、徳島県としましてはそこで市町村に、あとは、勝手にしてください、というのではなくて一緒に、一体となって市町村の取り組みを促すとともに、県も出来るだけ支援して設定したいと考えております。

ただ、法律上は、さっき担当が言いましたように、そこから先は市町村が決められる。県と国の基準さえ踏まえたら、あとは市町村が好きにできるということになります。以上でございます。

**(委員)**

もう一点、それとも似たような形の質問になるのですが、10ページの下から2段目の段で重要伝統的建造物群保存地区とか重要文化的景観、名勝ということでこの右の方に市町村は審議会に諮ることという文言が書いてあるんですが、この審議会というのは、県の環境審議会のことでしょうか。

**(事務局)**

市町村の審議会でございます。

**(委員)**

すみません、追加というかこれに関連してなんですけれども。

県の環境配慮基準を決めると、その後は、県の審議会は、ノータッチですよ。もうノータッチでこの役所の中で調査して、決定して進んでいくっていう感じに見えるんですけども、どこかで議論する場っていうのが必要だろうと思うんですけど、それは考慮されていないのでしょうか。

**(グリーン社会推進課長)**

今ご議論お願いしております、県の環境配慮基準ということで、先ほど言いました全県的に共通して駄目とされる区域、あるいは一定の事項に配慮しなければならない区域を県

基準として定めるとそこまででございます。

実際の促進区域の設定にあたっては、法律上市町村が、地域の合意形成をした上でどういう事業者を誘致するかということろまで、決めた上での促進区域の設定となりますので、当然その時には景観に配慮、ここまでは許すけどここからは駄目だよねというようなことは、皆さん合意形成の中で議論されるとものと考えております。

この県の環境配慮基準としては、促進区域設定の前の段階で、ここは駄目だよね、これこれに配慮すべきですねとそこまでのものでございます。

**(委員)**

今の重要文化的景観で、審議会に諮ること、市町村に審議会に諮るように言うておきながら、県で指定する分には審議会関係なしで進んでいくと、そういう風に受け取ったんですけれどもそれはちょっと矛盾しているというか、ここの役所の中で進んでいって大丈夫なのかなと不安があるんですけど。

**(部会長)**

最終的には市町村。

**(委員)**

いや市町村の話ではなくて県の話です。この部分はもう無視して頂いて構わないんですけれども。

**(部会長)**

ちょっと私の方でも十分、委員のご説明がわからなかったんですが。

県で基準を設けて、さらにまた市町村で基準を追加して設けるなりをして、その範囲の中で事業者が事業計画を出すという流れかとは思いますが、そこに何か問題があるのでしょうか。

**(委員)**

いえ、例えば9ページにまた戻っていただけますか。9ページの上から3段目ですかね。例えば 植生自然度の高い区域、特定植物群、巨木林、これについてはそこは避けて、事業しなさいっていう風になっています。その下の2つについては必要な措置、調査を行って必要な措置を講じることとあります。

また、その下には影響が出るか出ないか県の担当と事前に協議することということになっているんですが、こういったことを調査してじゃあ認めます認めないという時になって県の中で完結する話なんでしょうか。環境審議会に諮ったり、議論したりするっていうことはなしで、議論が進んでいくんでしょうかということを知りたい。

**(グリーン社会推進課長)**

今、検討をお願いしている県の環境配慮基準としてここに記載してある通りですね。こういう基準でいったとしまして、これが県の環境配慮基準になったとして、今度市町村が促進区域を設定する時に例えば天然記念物ですと、市町村が促進区域を設定しようとしている土地について保護されている動物や区域に影響が出ないかどうか、市町村と県で協議

すると。そのなかで県だけで判断出来ると言いますか、明白な時は県と市町村の間で決められると思うんですけども。

**(委員)**

市町村の天然記念物の話をしているんじゃないで、県の天然記念物の話を今伺ってるんですけど。

**(グリーン社会推進課長)**

その天然記念物がここに、なんていうんですかね。ここにいるとはっきりしていたら、設定できると思うんですが。

**(委員)**

すみません。ちょっと聞き方を変えます。この基準ができれば、審議会は通さずに進んでいくのでしょうか、ということです。

**(グリーン社会推進課長)**

市町村の促進区域設定は進んでいきます。

**(委員)**

市町村の話ではなくて。

**(グリーン社会推進課長)**

県の基準は一旦決めたら、それで終わり。

**(委員)**

それはそうなんですけれども。ここでは、進めましょうという時に、審議会関係ないですよ。

**(部会長)**

多分審議会の所掌事項の話だと思うんですよ。ですから審議会に所掌事項としては、一つはこうした環境配慮基準に関して意見を述べるとかそういう点で所掌事項になっていると思いますが、個々の事務事項に関して、審議会にかけるかということと必ずしもそれは、所掌事項になってなくて具体的な、今多分事務局がご説明されたのは、担当部局と市町村で事前協議をする際に、必要があれば環境審議会ではなくて、環境アドバイザーとご相談をして進めると、そういうような話になるかと思いますが。

そういう風に私は理解しておりますけれどもいかがでしょう。

**(グリーン社会推進課長)**

はい、県基準を一旦決めたら、その基準を踏まえて、市町村は促進区域を設定してまいりますので、その促進区域の設定ごとに基準を見直すことはない、という趣旨でございます。

**(委員)**

基準の見直しではなくて。この環境審査会はもう関係なくなるんですね、一切。口出しとか意見すらを述べる場もなくなってしまおうっていうことでしょうか。

**(グリーン社会推進課長)**

県基準を一旦決めます。それで不都合とか出てきた場合、あるいは時代の流れで見直しが必要になった場合、その際はまたご審議いただくことになります。

**(グリーン社会推進統括監兼副部長)**

私のご意見、ご提言解釈したところによりますと、この審議会の部会の方で、この基準が果たして妥当かどうか、審議するのがまさしく審議会の部会。ですからこの協議の中でこの基準で妥当であるか、その妥当性を見た中で今後、審議会の方で妥当であるということであれば、もう審議する必要がないということになりますよね。

今回この審議会の方で、まさしく基準の妥当性を審議していただければと私は考えているところであります。

**(部会長)**

まあ問題が出てくればですね、そういうかたちで審議会に、一度戻ってその配慮基準を少し改定するという作業は改めてまた出てくるかと思えます。

それは、今お話がありましたように何か問題が起こったとか、担当部局ごとで協議した中で、環境配慮基準の中では十分判断できないと。それはその環境配慮基準の書き方とかですね。その文言が不十分であると、これでは正確には評価出来ないであろうということでは、そういうことが生じた場合にはですね、改めて見直しを図るとそういうことが進められるかと思えます。

そういうところで委員のご意見が頂けるのかなと思えます。

そういうことで、よろしくはないでしょうか。そういう話ではないですか。

**(委員)**

はい、表については理解しました。

**(部会長)**

ありがとうございました。

他にいかがでしょうか。お願いします。

**(委員)**

この基準を決めるにあたっては、非常に専門的な見地でそれぞれの専門職の人が関わっていると思うんですけど、アセスにしても何にしても。ただそのアセスとプラスして地元の人、毎日そこで生活している人が、どういう風に思っているのか、危険なところはここだと言って、アセスに出てこない分野っていうのは、地元の人しか分からないところがあると思うんですよね、ため池とか農業用水の利水とかそういうようないろんなところで。

これは、ここの中には地域の人達の声というのは反映というのがないと思うのでやはりそこら辺を、なんかその地域の計画をするにあたって、地域の人声を吸い上げるとかそ

ういう風な仕組みっていうのも、一部いるところではないかなというように思います。

**(部会長)**

環境アセスの関係であるかと思いますが、よろしくお願いします。

**(グリーン社会推進課長)**

もう一度促進区域の設定基準の手順のご説明になるんですけども、促進区域を市町村が決めるにあたりまして最終的には今委員がおっしゃたような地域の合意形成っていうのがなされて、定めなければならないことになっております。

その促進区域の設定の手順といいますか段階といたしまして、まず国が全国共通で促進区域に設定したら駄目ですよっていうようなところを国の基準として指定します。

次に、県が全県的にわたってこういうところは駄目ですよというところを指定します。基準はそこまでのものでございます。

その先市町村が実際、促進区域設定するにあたって基準を踏まえることは、当然として、その先、まず地域の合意形成ですね。それから市町村の意向ですね、こういう企業に来てほしいとか、雇用を何人ぐらい生んでほしいとか、いろんな条件があるかと思うんですけども、そういうのを踏まえて促進区域を設定していくとなりますので、委員がおっしゃったようなところは、促進区域の県配慮基準の段階のその次の段階と考えております。

そこでは当然、地域の方の合意っていうのを得られた上でないと、再エネ事業の誘致っていうのは反対運動が起きると思いますので。そういうことでございます。

**(事務局)**

お配りしています資料の3ページをご覧いただらと思うんですけど、市町村の段階ですね、住民や関係自治体への意見聴取とか協議会での協議っていうのは法律上求められておまして、一番下の※2ですね。ここに意見聴取とか協議会の協議が必要という風に書いておりますので、法律で当然これはやらないといけないと決まっていることでございます。

**(部会長)**

ありがとうございました。

**(グリーン社会推進課長)**

委員がおっしゃてる議論は、基準策定のその先の手続きとなります。

**(部会長)**

よろしいでしょうか。ありがとうございました。

他にご意見いかがでしょうか。

**(委員)**

9ページの中で、策定の内容云々じゃないんですけども、反射光による生活環境の影響のなかの一番右側の内容なんですけど、保全対象施設、住宅の窓に反射光が差し込まないよう措置を講じるというんですけど、今まで火事が起こったっていうこともニュースで見

たことあるんですけど、直接の反射光ではなくて、何か組み合わせた反射光っていうのが起きているらしいですけども、そういう風な事前の何か文言でそれが止められるような方法っていうのは出来ないんでしょうかね。

例えば隣に設置してたら その時の角度とかが、その、それぞれによるんですけどもね。そういう風なのが、何らかのかたちでその文言で入ればと思うんですけど。この一番右側の文言を入れるのであればですね。

#### (グリーン社会推進課長)

ご意見ありがとうございます。差し込まないよという風には書いておるんですがそういうこともあったということもちょっと調べさせて頂きまして、それも防げるような表現を考えさせて頂きたいと思います。ありがとうございます。

#### (部会長)

ありがとうございました。貴重なご意見だと思います。

他にいかがでしょう。

あの私から一点だけなんですけれども。これ直接影響するかどうか分からないことなんです。去年の7月の伊豆山の土石流災害ですね、ちょっと関係して調査をしてるんですが、実は周りは盛り土によってですね大きな被害が出たわけですが、北側の造成宅地の影響がですね、実は二つ尾根を削って谷を埋めてるということがあって、二つ離れた沢の水が尾根を二つ越えて逢初川(あいぞめがわ)に流れ込んだという、そういう結果がですね、少し出ていまして実はそれはまだ静岡県でもですね、実は一昨日の原因究明委員会でも私が分析した結果についても一応取り上げて頂いているんですが、可能性はあるというぐらいで残ってる場所ですけども。実は直接その近くでなくても、沢を埋めたりする地形変化があると地滑りを直接起こすというわけではなくて川の流れを、沢の流れを変えたりあるいは地下水の流れを変えることによって、他の水系に影響を及ぼすということがありそうだということが少しわかってきました。

ここの中でいくと例えば土地の安定性への影響ということですけども、8ページですね、頭のところの重要な地形及び地質への影響というような項目の中にはですね、地すべり防止であったり急傾斜崩壊とか、土砂災害とかいわゆる砂防法ですね。土砂法の関係の法律に従った部分での地形変化の問題を指摘されているんですけども、そういう少なからず地形変化というのが伴う場合にはですね、周辺の雨水の流出への影響とかですね、そんなことも考慮したかたちでやらないといけないかな。これ直接、環境配慮基準に入るかというよりは施工上の問題なんですけれども。ですから直接そういう風なかたちにはならないんですけど、そういうのもあるんだということをお伝えできればなと思ってます。環境配慮基準に入れるにはちょっと間接すぎて適さないとは思っております。

これはあくまでも意見です。

#### (グリーン社会推進課長)

ありがとうございました。県の土地を開発する時には水の処理っていうのは今までこうだった流れが変わるかっていうところ、水の処理と最終の流れるところとか検討していると思います。そこら辺も参考にして部会長おっしゃっていただいたこと、十分踏まえた上で作文というか、基準策定に、取り組んでまいりたいと思います。ありがとうございます。



**(部会長)**

ありがとうございます。

他にいかがでしょう。はい、よろしくお願いします。

**(グリーン社会推進統括監兼副部長)**

先ほどのこの環境配慮基準、策定の本来の趣旨、先ほど私からの挨拶から述べさせて頂いたとおり、2050年カーボンニュートラルに向けて、再生可能エネルギーの要するに許認可、要は環境配慮含めた環境アセス等による事業をそのままやっていけばとてもじゃないけど間に合わないだろうと。環境配慮における課題って、私、環境配慮かなりやったことあるので、わかるんですけど、やっぱり住民の方々のご意見、これを十分吸い上げることこれがやっぱり課題でございます。

その中で、特に今回の改正温対法は、今までであれば環境配慮、環境アセスをする場合には事業者から配慮書を頂くと。それで県から配慮書に対して市町村に照会をかけると。市町村は住民とかいろんなところから意見をあげてくると。その次のステップ次のステップと非常に段階が長うございました。

この改正温対法は、まず住民の声を聞くのが重要であると、住民の声が大事であるという観点から、先ほどご説明もしましたように、資料1の3ページですか、まさしく市町村が、しっかりと促進区域を設定できるような、まず県、国が基準を策定して、国はここは駄目ですよ、県はここは駄目ですよと。だったら市町村は、ここ大丈夫ですねと。

その際には、十分住民の意見を聞いて、住民との合意のもとに、大丈夫ですよと。であれば事業者が、速やかに事業を進展出来ていくと。住民の意見は十分聞くような仕組みになってございます。

この辺りはまさしく、今までのシステムを逆手にとった手法で、まず住民の意見をまずしっかり聞いておきましょうと。聞いた段階でここだったら大丈夫ですよね。

例えばこの平地だったら太陽光大丈夫ですよ、このくらいの規模の太陽光は、大丈夫ですよと。そういうところで今度、その事業者はOK、その地域はOKであれば、どんどん事業者が進出できる。すなわち自然エネルギーの推進に繋がっていく、全国的に。そういう考え方で、かなり逆手の手法になっています。

まずは、住民の意見をしっかり聞いてから、その促進区域を決めていきたいと思います、事業推進も進めていきたいと思います。今までは、その辺りを事業者が環境配慮書をあげてきて、それを県が、市町村に下ろしてたんです。非常に作業的に日数もかかって、なかなか今の状況では、自然エネルギーの普及に繋がっていかないであろうということで、こういう改正温対法の内容になっている。その辺りを踏まえた中で、本日ご議論頂ければと考えております。以上でございます。

**(部会長)**

はい、ありがとうございました。

ちょっと一点質問なんですけど4万kWとかですね、50kWから4万kW未満という、だいたいどのぐらいの広さになるのでしょうか。そもそもその辺がよくわかってないんですが。

それとあと現在実際4万kW以上の太陽光発電というのは県内に既にどの程度設置されているのでしょうか。その辺情報があれば教えてください。

**(事務局)**

4万kW以上の太陽光発電設備は県内には、設置されておりません。

次に、4万kW以上の規模感なんですけど、面積にしますとだいたい100haになります、正方形で言うと縦1km×横1km。先ほど説明したようにディズニーランドとシーを足したらだいたい100haになるんで、それぐらいのものすごく大きいメガソーラーが、4万kW以上ということになります。

それで、50kWと言いますとですね、だいたい500㎡ぐらいですね150坪ぐらいの規模感で、50kWぐらいのというのは徳島県内でもよく建てられてまして、田んぼとか畑のところに、野立てと言われる太陽光発電の小規模なものが、だいたい50kWぐらいでございます。

**(事務局)**

補足ですが、50kW上回りますと電気事業法関係で規制が厳しくなりますので、だいたい野立ての施設はですね、それをちょっと下回るぐらいの規模で建てているところが多いようです。

**(部会長)**

はい、ありがとうございました。

数kWというオーダーだと家庭用の屋根でもあったりするのでイメージが湧くんですけど、何万kWとなったらどのぐらいの規模かなという風にお尋ねしました。

徳島では、なかなかそれだけの土地が、なかなかないのかなという気もしますけれども、ありがとうございました。

他にいかがでしょうか。どうぞお願いします。

**(委員)**

先ほど委員から議論もあったところで、私も同じようなところ気になったので戻るかもしれないですけども、環境省の資料の最後の資料、最後のスライドで2番の環境配慮基準の設定、都道府県が国の基準の上に乗けると、ここの議論をされてたというのは、進んできたのはわかるんですけど。まず確認なんですけど除外すべきエリアと市町村が考慮すべきエリア事項っていうのを宿題がもうすでに突き付けられているようなかたちなんですけど、これは基本的にガイドラインがあって、ある程度今答えはあると。

もし審議が必要なのか意見を聴取して検討しないといけないような課題があれば、場合によって審議会とか部会とか、諮ってそこでこういう風なかたちで意見する場所、意見聴取する場所があるっていう理解でよろしいですかね。

ある程度ガイドラインを既に持っていると思っていんですよ。レッドリストとか天然記念物が、存在する場所とか。

**(事務局)**

そういうことでございます。今回は、個別に基準を新たに、作っていくというのではなく、もう既に個別の基準というのは、各法令で定められておりまして、市町村が促進区域を設定しやすいように、県がその情報を整理すると、考え方を整理するというような趣旨でございます、それぞれの個別法で規制というのはかかってくるので、そういうことでございます。

(委員)

あと2つ目は、一番最初の委員の意見からもあったと思うんですけど、他の自然エネルギーについてはまず太陽光を急ぐということで、以前審議会で議論があったと思ってるんですけど、例えば風力なんか他のものが入ってきたとしても、少なくとも最低限、乱開発になるようないわゆる開発の関係での規制は既にかかっているのだからそこは安心していいんですよ。ざるにはなっていないですよ。

つまり目を見張るような勢いで風車が建っていくようにならないければ、基本的にはびっくりするような乱開発が起こるってということはないと考えていいんですよ。

(グリーン社会推進統括監兼副部長)

風力に関しまして、今の状況で海部・那賀はつきり言いますとなかなか厳しい状況であると。建設については、配慮をかなり要すると同時にその配慮が守られるかどうか、なかなか厳しい状況であると。同時に、一定規模以上のものについて、陸上風力については基本的に徳島のほうでは、今段階的に厳しい状況の認識でございます。

県としては、非常に厳しい状況で、環境配慮基準を設定すれば、特定規模以上の風力は、はつきり言いますと設置できる場所がなくなってくるような感覚であります。そういう感覚の中でしっかりと、またご審議もかけるんですけど、例えば自然保護林とか国定公園等自然保護林等、網掛けをしていけばもう大規模風力とかなくなっていくような形になるんですよ。そういうところで、しっかりとまた今度審議会のほうで審議していただきまして、協議を進めていきたいと考えております。以上でございます。

(委員)

はい、わかりました、方向性についてはわかりました。

3つ目なんですけど、別の観点から太陽光の生活環境への影響というところで、規定の読み方が気になることがありますので教えてください。

4万kw以上のほうの表だけで話しますと、7ページ目の騒音による生活環境への影響と、その次の次のページ、先ほどもご意見ありました、反射光による生活環境への影響で、質問の趣旨は生活環境への影響は評価をしたとき、建設のときとその後の事象もあると思っていて、その後に対して太陽光の設置事業者に対して、今度なんか言うような形に、指示をするような形になってしまうのか、つまり具体的にお話しますと、騒音については住宅地、住宅等離隔距離を十分に確保すると。設置時は確保したんだけど後から建てられて、これがあるじゃないかという使い方はされないんでしょうかと。

つまりパワコン移動しろとか、そういう風な読み方にはならないかっていうこと、同じようなことが反射光にもあって、反射光も住宅の窓に反射光が差し込まないように設置したんだけど、後から増築や改築して差し込んでくるからあの向き変えろとか、これを読むって危険性はないですか。この文章って、今回独自に作られたのか、どこか他の国の資料とかから引っ張ってきたのかっていうのを教えてくださいたいと思います。

関連する質問は、アレイの配置または向きを調整するっていうのは、一応太陽光やっている者からして微妙で、向きっていうと普通方角を指してしまうんですけど、方角を、例えば南から外していくと圧倒的に出力が下がるので設置者は嫌がる、間違いなく嫌がるんですけど、角度は意外とそんなに影響なくて、あの北海道とか沖縄で角度は、雪とか台風とかに合わせて柔軟に角度を変えてるっていう状況があるので、角度に対しては柔軟に対応してくれると思う。

であんまりそれを書くと、今度じゃあその定義はなにかとかになるので、率直な感触としてはアレイの設置方法を調整するにしろいたら、ちゃんと配慮してくださいとかになるのかなと思うんですけど、それだと法の抜け穴があったりするといけないので、なんか参考文を引いてきてこれなら私は異論ありません、これで法的にちゃんと議論出来るようになっているんだと思うんですけど、ここで作ったなら一度ご検討いただきたいという風に思います。以上です。何か私の知識不足で理解が届いてないところがあれば教えてください。

**(部会長)**

ありがとうございます。

**(事務局)**

引用元ですが、騒音による生活環境への影響の部分については、国の発電所に係る環境影響評価の手引というのがございまして、経産省の電力安全課が出している手引きから、引っ張ってきているものでございます。続いて、反射光による生活環境への影響の部分これについては、環境省が出しています太陽光発電の環境配慮ガイドラインというものからですね、参考に引っ張ってきているものです。委員がおっしゃられることも考えられますので、ここについてはまた整理したいと思います。

**(委員)**

はい、ありがとうございます。

あと一点、ここで今の比較したときに収集すべき情報で、騒音のほうは環境保全配慮施設（学校、病院等）となっていて、反射光のほうは保全対象施設（学校、病院等）になって、これってあの区別はあるんですか。同じなら用語を同じにしろいたほうが保全施設の中身が、区別してるなら区別してるで結構です。私が不勉強なだけで、両方とも中身、学校、病院等なんですけど、等の先に、ずっといろいろ続いているのが、グループとして違うならこの通りにしないとイケなくて、グループとして同じなら同じ用語を使うべきだという風に思いました。以上です。

後、これ設置後に苦情として使われることがないかの意見を合わせてお願いします。

**(部会長)**

設置後に苦情っていうのは、新たに住宅が建ったりということですね。

**(委員)**

後から建てた人は、改造しろと。設置者にとっては非常に苦しい規定になってくると思いますけど。いつ何を言われるか分からなくなってくるんですけど。

**(事務局)**

文言については、担当課がそれぞれ別になっているので、すりあわせをして、合わせるか書き替えるか検討させていただきます。

**(委員)**

既設のと書いてあったら既設でいいと思うんですけど。

**(グリーン社会推進課長)**

今回の基準は、あくまで市町村の促進区域を設定するときの基準となりますので、促進区域を無事設定できて、太陽光が導入されてその後どこか家を建てると文句を言っても、この基準を根拠におかしいのではないかと言うのは、無理がある。あくまで促進区域を設定するときの基準と考えておりますので。

**(委員)**

でもそれは最初の話に戻ってきて、あの見直しをするかしないかにも関わってくるので、見直しを例えば、天然記念物等で見直しをするなら住宅についても見直しをして欲しいと言う話にもなりかねないので、気になりますけど。私の気にし過ぎでしょうか。

**(グリーン社会推進課長)**

基準が定性的にと言いますか、文字で書いておりますので、現場の実態っていうのはなかなかこう基準の中に反映させるのは難しいのかなと考えております。

基準があって実際促進区域を設定するときいろんな具体的な問題課題が出てきて、それを解決する方向で設定するのかなと考えております。

促進区域を設定した後、しかも再エネを導入された後にいろいろ文句を言われても、なかなか修正は難しいのかなと思うんですけど。

その促進区域設定時点で皆さんの合意を頂いた上で、企業誘致すると思いますので、その今後課題になるか分からないですけど、以上でございます。

**(委員)**

プロセスがクリアになっていたら大丈夫と思います。そういうことですかと説明できて、当事者が納得していただけるように仕掛けというか、ちゃんと作っておいてあげることが大事かなと。

**(グリーン社会推進統括監兼副部長)**

まず1点が事業者等この事業後に、いろんな生活環境保全を脅かすようなものが起きた場合には、やっぱり一義的には環境法令、例えば騒音防止法であるとか、大気汚染防止法とか、悪臭防止法とか、その辺りでの指導等、一方でこの事業者から基本的には計画が上がってきます。こういう事業計画でこういう施設をこのように作りますと、それを一新するような行為、例えばそれを変更するような行為、それについては、今お答えはできないのですが、何かしらのペナルティーはあるような気はします。

例えば大きく改善するのであれば当然それはかなりのペナルティー、若しくは新たな届出、申請等が必要であるんですけど、例えば太陽光の改善をするとか、小さな変更について、例えば生活環境を脅かす様なことがあった際にどうなるかっていうのも含めて、その辺りについて、あの申請と違うような内容になっている部分については、ちょっと調査をさせていただけたらと考えております。

**(委員)**

はい、わかりました。

**(部会長)**

はい、いろんな議論がでておりますけども、はい、どうぞ。

**(委員)**

あの1ページ目の真ん中辺りなんですけど、あの太字で「3 本県における環境配慮事項」ということで(1)から(8)までいろいろ設けてあって、大体網羅されているんですけど、この(2)の地震防災(津波浸水区域、特定活断層調査区域)については5ページ以降の表には出てきてないんですけど、これは基準を設けない理解でよろしいんでしょうか。

一応、土地の安定性っていう事項があってそれに係わるのかなと思うんですけど。

**(事務局)**

直接的に太陽光を規制する法律ではないということで、今回この分についてはこちらのほうに記載はしておりません。担当課といろいろ協議した中でそういうことになっております。以上でございます。

**(部会長)**

委員のご意見もとてもだと思います。配慮事項としては書かれてあるけど、こちらのほうには含まれていないというところで、環境配慮事項というのは6ページに5項目ありますけども、その中に抜けがあるということですよ。また一方で特別な規制になってないということで記入しなかったというのも理解はできますが、ご検討いただければと思います。

**(グリーン社会推進課長)**

もう一度、更に担当課と詰めて確認させていただきます。

**(部会長)**

いかがですか。

**(委員)**

すみません。追加で同じところで、東日本のほうの地震とか、実際、津波浸水被害が、太陽光発電襲った例があります、あると思いますのでその自治体でどういう風に規定してるか規定してないかってことも確認されてはいかがかと思います。個人的に気になるのは浸水しているときに太陽差してくると発電するので、基本的に日本製のPVパネルはダイオードでちゃんと保護されていると思うんですけど、そうじゃないのも沢山入ってきて、そこでパチパチって火を噴くことも考えられるんですけど、あるいはあの流されてきて太陽光パネルで住宅を襲うということも十分考えられると思うんですけど、ただおっしゃったように、そこまで考えて全て県で規制してしまうと、今度なにも建たなくなる。本県の場合は非常に難しいと思いますので、そのバランスが重要だと思うんですけど、リスクがあれば設置者が設置をためらうようなところまで規制側で規制する必要もないという気

もしてるんですけど、これはやっぱり参考にさせていただいていいんじゃないかなという風に考えます。

**(グリーン社会推進課長)**

貴重なご意見ありがとうございました。確かに風水害の台風の季節の前には経産省のほうからも先ほどおっしゃったパネルが飛ばないように、あるいは浸水によって感電が起こらないようにというような注意喚起が毎回、毎年なされておるところでございます。また東日本大震災の被災地でも どんどん新エネルギー導入されておる、福島とかですね。そういうところの事例も参考にしてこの基準の策定に取り組んでいきたいと思っております。ありがとうございました。

**(委員長)**

逆に言うと実際に言うと東日本大震災も被災地では未利用地の多くに太陽光パネルが設置されていてそれでしか使いようがないというか地産地消の一つとして活用されてると。災害危険区域に指定されてるところは他に使いようがないからという、そんな感じではたくさんありますね。あの、委員のおっしゃる通りその時津波が来てさらに来た時に二次災害を引き起こすという危険性がございますよね。どうもありがとうございました。

他にいかがですか？

非常にたくさんのご意見を賜りましたのでまたこのご意見をですね、参考にして頂いて修正を頂ければという風に思います。

他に無いようでしたら。どうぞ。

**(委員)**

その誤字だと思うんですけど、ため池データベースの所に、ガイドラインの所に太陽光発電施設を設置する際はアンカー等の支持物が所用の安定性となっている所用の用は要するの方だと思います、すみません。所用の所は場所の所でいいんですけど用は用事の用じゃなくて必要の要じゃないかなと思います。あの、確認しておいてください。

**(事務局)**

誤字ですので訂正させていただきます。

**(委員)**

こういう細かいこと修正していくと表が二つに分かれてると非常に心配になってくるので。最初に委員もおっしゃったようにちょっと考えた方がいいかなという気がします。

**(部会長)**

どうもありがとうございました。必要な所ご修正賜ればと思います。

それではですね予定の時間にも近づいてまいりましたのでですね、議事の1番につきましては これで閉じさせて頂きたいと思っておりますが その他というところで何かございますか。

他にご意見とか、もしございましたら。無いようでしたら その他も特に無いということでもよろしいですか。はい、それでは議事これで閉じさせて頂きたいと思っております。

活発な御議論頂きましてどうもありがとうございました。

司会進行を事務局にお返しさせていただきます。どうもありがとうございました。

**(事務局)**

ありがとうございました。最後に危機管理環境部グリーン社会統括監兼副部長からお礼を申し上げます。

**(危機管理環境部グリーン社会統括監兼副部長)**

あいさつ。

**(事務局)**

以上をもちまして、徳島県環境審議会気候変動部会を閉会いたします。

ありがとうございました。